

二戸市議会「市民と議会の意見交換会・議会報告会」（募集方式）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、二戸市議会基本条例（平成26年二戸市条例第8号）第5条第4項の規定に基づき、二戸市議会（以下「議会」という。）が市政への提言に繋げるため、二戸市内（以下「市内」という。）の団体と行う意見交換会・議会報告会に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 意見交換会・議会報告会の対象は、市内に所在し、活動する団体（以下「団体」という。）とする。

（開催時期等）

第3条 意見交換会・議会報告会は、随時行うものとする。ただし、定例会の会期中を除く。

2 意見交換会・議会報告会の1回当たりの開催時間は、2時間程度とする。

3 意見交換会・議会報告会における団体の出席者は、原則10人程度以上とし、内容に応じて団体と協議のうえ決定する。

（公平性の確保）

第4条 公平性の確保のため、同一の団体との意見交換会・議会報告会は、前回の開催から1年以内は開催しないものとする。

（意見交換会の内容）

第5条 意見交換会は、団体がテーマを決めて行うものとする。

2 前項のテーマは、団体の代表者（以下「代表者」という。）が次条の申込みの際に議長に提示するものとする。

3 特に定まったテーマが無い場合は、議会報告会として開催することを認める。

（申込み等）

第6条 意見交換会・議会報告会の開催を希望する代表者は、開催希望日の2週間前までに、「市民と議会の意見交換会・議会報告会」申込書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の申込書の提出を受けたときは、当該意見交換会のテーマに関連する常任委員会（二戸市議会委員会条例（平成18年二戸市条例第187号）第2条に規定する委員会をいう。以下同じ。）の委員長と開催の可否について協議するものとする。テーマに関連する常任委員会の選定が出来ない（議会報告会のみ開催申込など）場合は、議長と各常任委員会委員長が協議のうえ担当常任委員会を決定する。

3 前項の協議の結果、議長は、開催を決定したときは「市民と議会の意見交換会・議会報告会」開催決定通知書（様式第2号）により、不開催を決定したときは「市民と議会の意見交換会・議会報告会」不開催決定通知書（様式第3号）により代表者に通知するものとする。

4 前項において開催する場合の開催日、開催時刻、会場等は、申込団体と担当常任委員会が協議のうえ決定する。原則として、会場は申込団体が確保するものとする。

(議会報告会の内容)

第7条 議会報告会の報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議会の活動に関する事項
- (2) 予算、決算その他の議案の審議及び審査に関する事項
- (3) その他重要と認める事項

(役割分担)

第8条 意見交換会・議会報告会の開催が決定したときは、常任委員会の委員長は、委員のうちから意見交換会における司会者及び記録者を指名するものとする。

- 2 委員長は、意見交換会の統括を行う。
- 3 司会者は、意見交換会の司会進行を行う。
- 4 記録者は、意見交換会の内容を記録する。

(結果報告等)

第9条 意見交換会・議会報告会を実施した常任委員会の委員長は、意見交換会終了後速やかに、「市民と議会の意見交換会・議会報告会」(募集方式)報告書(様式第4号)を議長に提出するものとする。

2 議長は、議会において情報を共有するために、前項の報告書の写しを、全議員に配付するものとする。

(公表)

第10条 議長は、意見交換会・議会報告会の結果について、二戸市ホームページ及び市のホームページにおいて公表するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月9日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

二戸市議会議長 様

団体の名称
代表者住所
代表者氏名 ⑩
電話番号

「市民と議会の意見交換会・議会報告会」申込書

このことについて、二戸市議会「市民と議会の意見交換会・議会報告会」（募集方式）実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

希望日時	第1希望 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	第2希望 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	第3希望 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会 場	
参加予定人数	
テーマ	(テーマ及び意見交換したい具体的な内容を記載してください。)

- 備考 1 添付資料として参加予定者名簿を添付してください。
2 会場は申込者にて確保していただきますようお願いします。
3 意見交換会の結果は、個人が特定されないような形で公表します。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

団体の名称

代表者

様

二戸市議会議長



「市民と議会の意見交換会・議会報告会」開催決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました「市民と議会の意見交換会・議会報告会」につきましては、開催することと決定しましたので、二戸市議会「市民と議会の意見交換会・議会報告会」（募集方式）実施要綱第6条第3項の規定によりお知らせします。

開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会 場	
出席議員	
テ ー マ	
備 考	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

団体の名称

代表者

様

二戸市議会議長



「市民と議会の意見交換会・議会報告会」不開催決定通知書

年 月 日付で申込みのありました「市民と議会の意見交換会・議会報告会」につきましては、開催しないことと決定しましたので、二戸市議会「市民と議会の意見交換会・議会報告会」（募集方式）実施要綱第6条第3項の規定によりお知らせします。

・開催しない理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

二戸市議会議長

様

常任委員会委員長



「市民と議会の意見交換会・議会報告会」（募集方式）報告書

「市民と議会の意見交換会・議会報告会」を実施しましたので、二戸市議会「市民と議会の意見交換会・議会報告会」（募集方式）実施要綱第9条第1項の規定により提出します。

開催日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
開催場所	
出席議員	
団体名	
参加人数	
テーマ	
意見交換会の概要	
その他特記事項	